

役員報酬規程

特定非営利活動法人ワンコたすける協会

令和 2年3月14日制定

(目的)

第1条 この規程は、当法人の理事並びに監事（以下、「役員」という。）に毎月支給する報酬（以下、「月額報酬」という。）その他の給与の取扱いに関して定める。

(報酬体系)

第2条 役員の報酬は、月額報酬の他、役員賞与及び役員退職慰労金により構成する。

2) 月額報酬は、常勤又は非常勤の別なく、役員報酬のみとし手当等他の給与は原則として支給しないものとする。ただし、使用人兼務役員については、従業員分の給与とあわせて支給することがある。

3) 役員には、通勤に要する定期乗車券又は回数券代相当の通勤費を支給するものとする。

(報酬等の決定方法)

第3条 月額報酬は、理事会においてその総枠及び各役員の報酬を決議するものとする。

2) 役員賞与を支給する場合、その決定方法は前項に準ずるものとする。

(報酬の基準額)

第4条 月額報酬は、役員の総数の3分の1以下の範囲内で、理事会において定めるものとする。

2) 役員賞与は、予め基準額を定めないものとし、支給する場合は、その都度支給額を決定するものとする。

4) 役員退職慰労金を支給する場合は、理事会の決議を得るものとし、その支給額については、別途「役職員の給与並びに退職金基準規程」に基づいて算定し、支給方法については理事会で決定するものとする。

(非常勤役員の報酬)

第5条 非常勤役員の報酬は、その役員の社会的地位及び当会社への貢献度等を斟酌した上で、第3条に準じた方法で決定するものとする。

(就任又は退任等の場合の報酬の取扱い)

第6条 計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、又は退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず、1ヶ月分を支給するものとする。

(長期欠勤者の報酬)

第7条 病気療養等のため、やむを得ない事情で長期欠勤中の役員の報酬は、原則としてその任期中の従前の額とし、任期満了の時点で減額改定するものとする。

(報酬の改定)

第8条 各役員の職務内容に基づき、月額報酬の改定を行うことがある。

2) 前項の評価・改定は、原則として毎年1回、理事会までに実施する。

(計算期間並びに支給日)

第9条 役員への月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から末日迄とする。

2) 役員への月額報酬(使用人兼務役員の使用人部分給与を含む)の支給日は毎月末日とする。

(控除金)

第10条 役員に支給する報酬から会社は、源泉所得税、住民税、社会保険料並びに会社の立替金等を控除する。

(役員賞与)

第11条 法人の活動に著しく貢献した場合には、決算期に役員賞与を支給することがある。ただし、期中に臨時に月額報酬を改定し、賞与の支給に代えることがある。

2) 役員賞与は、当該期間の各役員の活動への寄与度を斟酌して、第3条の方法で決定する。

(臨時措置)

第12条 法人の業績が著しく低迷した場合、又は社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決議によって、報酬の減額・一部カット等の措置を取ることがある。

(改定)

第13条 この規程の改訂は、理事会の決議をもって行うこととする。

附則

令和 2年3月14日 施行

職員給与規程

特定非営利活動法人ワンコたすける協会

令和2年 3月 14日制定

特定非営利活動法人ワンコたすける協会職員給与規程

(総則)

第1条 特定非営利活動法人ワンコたすける協会（以下、「当法人」という。）の給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 当法人に常時勤務する職員（以下、「職員」という。）についてこの規程を適用しその他労働条件については、個別の契約による。

(区分)

第3条 給与の区分は、次のとおりとする。

(1) 本給

- イ. 基本給
- ロ. 経験手当
- ハ. 役職手当

(2) 割増賃金

- イ. 時間外勤務手当
- ロ. 休日勤務手当

(3) 手当

- イ. 通勤手当
- ロ. 賞与・期末手当

(給与の支給方法及び支給日)

第4条 給与の計算期間は毎月1日～末日とし、翌月25日に通貨で職員へ支払う。25日が休日の場合はその前日とする。ただし、職員の申出により、金融機関への振込みをすることができる。

2 職員の給与は、法令に基づき、その職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を口座振替で支給する。

3 新規採用者又は復職者の就業開始当月の給与は、出勤日から日割計算又は時間給をもって支給する。

4 職員が退職した場合の給与は、その日まで、それぞれ日割計算又は時間給をもって支給する。

5 職員の給与は、法令に基づき、その職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を口座振替で支給する。

(本給)

第5条 本給は月給とし、基本給、経験手当、役職手当の額により決定する。

- 2 基本給は、職種、職務内容、役割等を勘案して決定する。
- 3 経験手当は、入職後の勤続年数および勤務評価をもとに決定する。
- 4 役職手当は、役職者に支給する。

(割増賃金)

第6条 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

一 時間外労働割増賃金

(1)通常（1ヶ月の法定時間外労働時間数が45時間以内）の法定時間外労働時間数

$$\text{時間外勤務手当} = (\text{基本給} + \text{諸手当}) \div 1\text{ヶ月の平均所定労働時間} \times 1.25 \\ \times (1)\text{に係る法定時間外労働時間数}$$

(2)1ヶ月の法定時間外労働時間数が45時間を超え60時間以内の法定時間外労働時間数および年間の法定時間外労働時間数が360時間を超えた法定時間外労働時間数

$$\text{時間外勤務手当} = (\text{基本給} + \text{諸手当}) \div 1\text{ヶ月の平均所定労働時間} \times 1.30 \\ \times (2)\text{に係る法定時間外労働時間数}$$

但し、第3号の対象となる法定時間外労働時間数を除く。

(3)1ヶ月の時間外労働時間数が60時間を超えた法定時間外労働時間数

$$\text{時間外勤務手当} = (\text{基本給} + \text{諸手当}) \div 1\text{ヶ月の平均所定労働時間} \times 1.50 \\ \times (3)\text{に係る法定時間外労働時間数}$$

但し、代替休暇に関する労使協定に基づき本人の希望により代替休暇を付与する対象時間分は、第1号の計算により通常の割増賃金を支払う。

(4)1年間の法定時間外労働時間数が360時間を超えた部分については、30%とする。なお、この場合の1年は毎年4月1日を起算日とする。

二 休日労働割増賃金

業務上やむを得なく法定休日に出勤した場合（その従業員の上司が認めた場合のみ）は、次の通り手当を支給する。

$$\text{休日勤務手当} = \text{基準内賃金} \div 1\text{ヶ月の平均所定労働時間} \times 1.35 \times \text{時間外労働時間数}$$

三 深夜労働割増賃金

業務上やむを得ず午後10時から翌日午前5時まで勤務した場合（その従業員の上司が認めた場合のみ）は、次の通り手当を支給する。

深夜勤務手当＝基準内賃金÷1ヶ月の平均所定労働時間×0.25×深夜労働時間数

（手当）

第7条 常時一定の公共交通期間を利用して通勤している職員に対し月額20,000円までの範囲内で、通勤に要する実費に相当する額を通勤手当として支給する。ただし、本人の申請に基づき当法人が認定した最短の通勤経路における費用を対象とする。月の途中で採用となった者の通勤手当は、採用の日から日割計算により支給する。また月の途中で順路又は交通機関の変更等による通勤手当の額の変更は、その事実の届出のあった翌月から行う。

2 賞与・期末手当は、予算および当法人の業績に応じて支給することができる。

（昇給）

第8条 昇給は職員各人の勤務成績を査定して決定し、当月から支給する。ただし、法人の業績によっては、昇給の額を縮小し、又は見送ることがある。

（休職者の給与）

第9条 職員の欠勤期間及び休職期間については、他に特別の定めがない限り、給与を支給しない。ただし、欠勤、休職の理由が業務上の負傷又は疾病によるものである場合、そのときの事情により最長6か月の範囲において給与の一部を支給することができる。

（細則）

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和2年3月14日から施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ワンコたすける協会	事業年度	令和4年1月1日～令和4年1月31日
-----	--------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取寄附金	52,000,000円
賛助会員受取会費	372,000円
受取利息	7円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	52,372,007円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
	3,274,970円
	1,000,000円
	円
	円
	円
合計	4,274,970円

(3) その他

なし

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑥イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
			報酬	令和4年1月1日 ～令和4年12月31 日	960,000円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和4年1月1日 ～ 令和4年12月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
0人	0円

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人ワンコたすける協会	チェック欄						
<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>（1）役員及びその親族等</p> <p>（2）特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>		✓						
イ								
	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)		
区分		①	②	③	④	⑤		
㉖	令和4年1月1日～令和4年12月31日	4人	0人	0%	0人	0%		
㉗	年月日～年月日	人	人	%	人	%		
㉘	年月日～年月日	人	人	%	人	%		
㉙	年月日～年月日	人	人	%	人	%		
㉚	年月日～年月日	人	人	%	人	%		
㉛	年月日～年月日	人	人	%	人	%		
申請時		人	人	%	人	%		
<p>（注1） 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。</p> <p>（注2） ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。</p>								
ロ								
	各社員の表決権が平等である	a	b	c	d	e	f	申請時
	上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員 の 状 況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人ワンコたすける協会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		4人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
土屋 文美		理事		○							令和元年 11月 6日 就任
鈴木 美香		理事		○							令和元年 11月 6日 就任
内藤 徳子		理事		○							令和元年 11月 6日 就任
藤原 浩之		監事		○							令和元年 11月 6日 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人ワンコたすける協会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	都度	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	都度	7年
固定資産台帳	減価償却の達人使用 ルーズリーフ	都度	7年
給与台帳	ルーズリーフ(手書き)	月1度	7年
現金出納帳	装丁帳簿(手書き)	都度	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ワンコたすける協会	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人ワンコたすける協会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人ソシアル・デザイン
-----	--------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ワンコたすける協会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 (認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	--	--

添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要
------	--

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ